

会社法第 791 条に規定する
吸収分割契約等に関する事後備置書類

令和 3 年 9 月 1 日

フィードフォースグループ株式会社（旧商号：株式会社フィード
フォース）

代表取締役 塚田 耕司 印

株式会社ソーシャル P L U S

代表取締役 岡田 風早 印

フィードフォースグループ株式会社（旧商号：株式会社フィードフォース）と株式会社ソーシャルPLUSは、令和3年6月18日付の吸収分割契約書に基づいて、令和3年9月1日をもって吸収分割を行いましたので、本書類を共同して作成いたします。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

令和3年9月1日

2. フィードフォースグループ株式会社（旧商号：株式会社フィードフォース）の経緯

(1)会社法第784条第2項に定める場合（簡易吸収分割）に該当し、同法第784条の2第1項の規定により、株主には差止請求権は認められておりません。

(2)会社法第784条第2項に定める場合（簡易吸収分割）に該当し、同法第785条第1項第2号の規定により、株主には株式の買取請求は認められておりません。従って、同条で定める株主に対する通知・公告は行っておりません。

(3)会社法第787条第1項第2号における新株予約権を発行しておりませんので、同条に定める新株予約権者に対する通知・公告等は行っておりません。

(4)株式会社ソーシャルPLUSへの債務の承継は併存的債務引受の方法によりますので、会社法第789条による債権者保護手続はありません。

3. 株式会社ソーシャルPLUSの経緯

(1)株式会社ソーシャルPLUSの株主はフィードフォースグループ株式会社（旧商号：株式会社フィードフォース）だけであり、同社を唯一の株主とする吸収分割ですので、会社法第796条の2による株主からの吸収分割の差止請求手続はありません。

(2)上記(1)と同様に、会社法第797条による反対株主からの株式買取請求手続はありません。

(3)会社法第799条の規定により、令和3年7月19日の官報に公告するとともに、知れている債権者に個別催告をいたしましたが、異議申述をされた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割により、フィードフォースグループ株式会社（旧商号：株式会社フィードフォース）から、株式会社ソーシャルPLUSはSaaS事業のソーシャルPLUSに関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。なお、株式会社ソーシャルPLUSが承継した資産及び負債の額は、それぞれ、64百万円（概算値）、36百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
令和 3 年 9 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項
該当するものではありません。

以上